

大分県報

平成二十六年
第二五六〇号
三月二十五日

（火曜日）

目次

告示

廃止処分場の指定区域の指定	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出	二
大分県の区域内における農業災害補償法第十六条第一項ただし書の規定に基づく業務の規模の基準を定める告示の一部改正	八
土地改良法による換地処分（二件）	八
漁業災害補償法による小割式一年魚はまち養殖業等の一定の水域	八
大分県土地利用基本計画の変更	一四
公 告	
土地改良区の役員の就退任	一五
正 誤	
平成二十四年四月十日付け大分県報第二三六二号に掲載の大分県告示第二百七十二号（廃止処分場の指定区域の指定）中の訂正	一五

〇告示 示

大分県告示第七十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の第十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

区域の範囲を表示した図面は省略し、大分県生活環境部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定区域（廃止済一般廃棄物最終処分場）

指定番号

指定する区域

埋立地の区分

一 廃一七

佐伯市大字長良字沖ノ島四一九五番地一、四一九五番地二、四一九五番地五の一部、四一九五番地七、四一九五番地二二、四一九五番地二三、四一九五番地二四、四一九五番地二五、四一九五番地二六、四一九五番地二七、四一九六番地一、四一九六番地三、四一九六番地四、四一九六番地六、四一九六番地七、四一九六番地八、四二〇二番地及び四二〇九番地一三の一部、大字長谷字勘兵衛新地三三三三五番地五の一部並びに大字長谷字トヤシマー一二二八番地一、一二二三七番地四及び一二二五〇番地七

ウ

二 埋立地の区分

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第九条第五項（法第九条の三第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する法第九条第五項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第三項（同法第九条の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条の二第三項において読み替えて準用する同法第九条第三項の規定による廃止の届出があつた産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定による届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項の規定による届出があつた産業廃棄物の最終処分場のうち、平成四年七月四日以前に廃止されたものに係る埋立地

エ 市町村又は埋立処分を業として行う一般廃棄物処分業者若しくは産業廃棄物処分業者が設置した許可又は届出の対象外の最終処分場（ただし、自らその事業活動に伴つて生じた廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあつては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る。）のうち、法施行後に廃止されたものに係る埋立地

才 法第十九条の四の規定に基づく措置命令又は法第十九条の七の規定に基づく行政代執行により遮水工封じ込め措置又は原位置覆土の措置が講じられた廃棄物の埋立地

大分県告示第七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成二十六年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン別府

2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社イズミ

代表取締役社長 山 西 泰 明

広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 株式会社イズミ

代表取締役社長 山 西 泰 明

広島県広島市南区京橋町二番二十二号

変更後 株式会社イズミ

代表取締役社長 山 西 泰 明

広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社イズミ

代表取締役社長 山 西 泰 明

広島県広島市南区京橋町二番二十二号

有限会社花れん

代表取締役 都 甲 茂 世

豊後高田市高田二千七百九番地二
株式会社カワシマ・ゴールド
代表取締役 横 田 光 夫
静岡県浜松市中区西丘町二百七十六番地の五

筑邦製茶株式会社

代表取締役 田 中 秀 明

福岡県久留米市荒木町藤田二百番地

株式会社スイートガーデン

代表取締役 小 池 和 則

京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町五百六十六番地一

株式会社ヨネザワ

代表取締役 米 澤 房 朝

熊本県熊本市水前寺六丁目一番三十八号

株式会社さが美

代表取締役社長 二 谷 貴 夫

神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目二番十一号

株式会社ワールド

代表取締役社長 寺 井 秀 藏

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一

有限会社フレンドシップパートナーズ

代表取締役 兼 光 善 明

別府市青山町八番五号

株式会社バリュープランニング

代表取締役 井 元 憲 生

兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目二番十七号

マツオインターナショナル株式会社

代表取締役 松 尾 憲 久

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二十番十号

株式会社ハヴァナイストリップ

代表取締役 山 本 秀 一

兵庫県神戸市中央区上筒井通三丁目二番五号

田 村 司

東京都世田谷区上馬一―三十三―十七

株式会社サダマツ

代表取締役 貞松 隆 弥

長崎県大村市本町四百五十八番地九

株式会社ストーンマーケット

代表取締役 中村 泰二郎

福岡県福岡市中央区港二丁目十一番四号

株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニー

代表取締役 渡辺 博 司

広島県広島市西区商工センター二丁目三番一号

株式会社東京デリカ

代表取締役 木山 茂 年

東京都葛飾区新小岩一―四十八―十四

株式会社リオチエーン

代表取締役社長 横山 貞 幸

愛知県名古屋市中区平和一丁目一番二十号

株式会社カガシヤ

代表取締役 星野 義 明

大分市中央町一丁目五番三号

株式会社コックス

代表取締役 萩原 久 示

東京都江東区新大橋一丁目八番十一号

株式会社エー・カンパニー

代表取締役 日比 克 幸

愛知県日進市東山三丁目千三百四番地

エルエイトレーディング株式会社

代表取締役 井上 正 憲

福岡県福岡市早良区藤崎二丁目十番十号

ソックコウベ株式会社

代表取締役 日ノ本 欽 也

兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目九番地

株式会社ハニーズ

代表取締役 江尻 義 久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七番地の一

株式会社B・B・S

代表取締役 宮崎 正

東京都渋谷区神宮前六丁目三十四番二十号

株式会社鈴丹

代表取締役社長 小林 史 生

愛知県名古屋市中区昭和区広路通二丁目五番地

株式会社パレモ

代表取締役社長 中本 敏 幸

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

株式会社立花屋

代表取締役 笠井 俊 生

福岡県福岡市中央区天神一丁目一番一号

株式会社モリエ

代表取締役 酒井 勝 徳

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

株式会社タツミヤ

代表取締役 指田 努

東京都八王子市暁町一丁目三十二番十三号

株式会社エクセル

代表取締役社長 杉田 直 隆

広島県広島市西区商工センター二丁目三番一号

株式会社エム・エス・コミュニケーションズ

代表取締役 荻野 耕 治

東京都新宿区市谷本村町一番一号

株式会社F・O・インターナショナル

代表取締役 小野 行 由

兵庫県神戸市中央区栄町通二丁目四番十四号

株式会社コベック

代表取締役 中野 実

岡山県倉敷市真備町尾崎千三百七十六番地の一

株式会社ユニクロ

代表取締役 柳井 正

山口県山口市佐山七百十七番地一

株式会社明林堂書店

代表取締役 林 新太郎

別府市山の手町十五番十五号

株式会社天翔

代表取締役 平 茂美

福岡県大野城市御笠川五丁目六番十七号

株式会社高麗堂

代表取締役 神農 正市

岡山県倉敷市水島南緑町十五番十二号

株式会社冒険王

代表取締役 堀岡 洋行

広島県広島市安佐北区可部四丁目一番十号

株式会社リコーポレーション

代表取締役 黒川 豊治

中津市大字中殿五百六十三番地の一

株式会社ナガノ

代表取締役社長 長野 洋二郎

大分市弁天一丁目六番四十五号

株式会社バスポート

代表取締役 水野 純

東京都品川区西五反田七丁目二十二番十七号

株式会社ベーカーズストリート

代表取締役 榑原 龍男

千葉県市川市中山四丁目十八番十六号

株式会社チュチュアンナ

代表取締役 上田 利昭

大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目三番一号

株式会社白石

代表取締役 白石 秀明

大分市大字佐野四千二百八番地

株式会社ヤノメガネ

代表取締役 矢野 博久

大分市中央町一丁目五番五号

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション

代表取締役 菊地 敬一

愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田十二番地一

株式会社ペリカン

代表取締役 室田 裕邦

大阪府大阪市西成区梅南一丁目七番三十一号

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

株式会社カワシマワールド

代表取締役 横山 光夫

静岡県浜松市中区西丘町二百七十六番地の五

株式会社スイートガーデン

代表取締役 清水 元

兵庫県神戸市西区高塚台五丁目四番一号

株式会社ヨネザワ

代表取締役 米澤 静江

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目一番三十八号

株式会社ワールド

代表取締役 寺井 秀蔵

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一号

有限会社フレンドシップパートナーズ

代表取締役 兼光 世治

大阪府大阪市淀川区西中島一丁目十一番二十三号―二百三

株式会社バリュープランニング

代表取締役 井元 憲生

兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目二番十七号

マツオインターナショナル株式会社

代表取締役 松尾 憲久

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二十番十号

株式会社サダムツ

代表取締役 貞松 隆弥

長崎県大村市本町四百五十八番地九

株式会社ストーンマーケット

代表取締役 中村 泰二郎

福岡県福岡市中央区港二丁目十一番四号

株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニー

代表取締役 鍵本 優

広島県広島市商工センター二丁目三番一号

株式会社東京デリカ

代表取締役 木山 剛史

東京都葛飾区新小岩一丁目四十八番十四号

株式会社リオグループホールディングス

代表取締役 横山 貞幸

愛知県名古屋市中区平和一丁目十五番二十七号

株式会社カガシヤ

代表取締役 星野 義明

大分市中央町二丁目七番二十七号

株式会社コックス

代表取締役 吉竹 英典

東京都中央区日本橋浜町一丁目二番一号

エルエイトレーディング株式会社

代表取締役 井上 正憲

福岡県福岡市早良区藤崎二丁目十番十号

株式会社ハニーズ

代表取締役 江尻 義久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七番地の一

株式会社パレモ

代表取締役 小田 保則

愛知県稲沢市五反田町一番地

株式会社立花屋

代表取締役 笠井 俊生

福岡県福岡市中央区大宮一丁目二番九号

株式会社タツミヤ

代表取締役 指田 努

東京都八王子市暁町一丁目三十二番十三号

株式会社F・O・インターナショナル

代表取締役 小野 行由

兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目四番一号

株式会社ユニクロ

代表取締役 柳井 正

山口県山口市佐山七百十七番地一

株式会社明林堂書店

代表取締役 宮脇 範次

別府市山の手町十五番十五号

株式会社天翔

代表取締役 平 茂美

福岡県大野城市御笠川五丁目六番十七号

株式会社高麗堂

代表取締役 神農 正市

岡山県倉敷市水島南緑町十五番十二号

株式会社冒険王

代表取締役 堀岡 洋行

広島県広島市安佐北区可部四丁目一番十号

株式会社ナガノ

代表取締役 長野 洋二郎

大分市弁天一丁目六番四十五号

株式会社パスポート

代表取締役 水野 純

東京都品川区西五反田七丁目二十二番十七号

株式会社ベーカーズストリート

代表取締役 榎原 龍男

千葉市川市中山四丁目十八番十六号

株式会社チュチュアンナ

代表取締役 上田利昭

大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目三番一号

株式会社白石

代表取締役 白石秀明

大分市大字森町二百三十六番地の一

株式会社ヤノメガネ

代表取締役 矢野博久

大分市中央町一丁目五番五号

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション

代表取締役 白川篤典

愛知県名古屋市中東区上社二丁目九百一番地

株式会社ライトオン

代表取締役 横内達治

茨城県つくば市吾妻一丁目十一番一号

株式会社ヤマノホールディングス

代表取締役 山野義友

東京都渋谷区代々木一丁目三十番七号

株式会社ビーエフユー

代表取締役 古川鉄広

福岡県筑後市長浜二千二百二十二番地

株式会社ジュネス

代表取締役 岡本和久

福岡県行橋市宮市町三番地三岡本ビル一階

株式会社ヒロコーポレーション

代表取締役 井上恭枝

福岡県福岡市東区千早四丁目十番一号

デンプロダクツ株式会社

代表取締役 田村司

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目十九番三号山栄ビル四百二号

株式会社ビュー

代表取締役 小倉久明

大阪府大阪市西成区梅南一丁目七番三十一号

株式会社KAREN

代表取締役 都甲誠

大分市大字入蔵九百二十四番地三

有限会社ソリッド

代表取締役 平野一貴

広島県広島市安佐南区高取南三丁目十九番十号

株式会社チチカカ

代表取締役 木南仁志

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目二番三号

株式会社ビスク

代表取締役 豊村政人

福岡県福岡市中央区今泉一丁目十六番二十号

株式会社アイメディア

代表取締役 米又幹夫

広島県広島市若草町十二番一号

株式会社システムジュイオン

代表取締役 石田勝彦

大阪府大阪市北区天神橋三丁目七番九号

株式会社アイシン

代表取締役 木村繁春

福岡県北九州市八幡西区上上津役二丁目一番十八号一〇一

株式会社カントリーウイーク

代表取締役 森田淳志

熊本県熊本市東区龍田八丁目四番七十八号

株式会社大分フジカラ

代表取締役 渡邊博文

大分市大字畑中五百六十七番地

株式会社ゆふ

代表取締役 瀧口浩二

由布市湯布院町川北二番地一

有限会社ライフ

代表取締役 末松輝章

宇佐市南宇佐二千六百六十七番地の六

株式会社ティーガイヤ

代表取締役 藤原宏包

東京都渋谷区恵比寿四丁目一番十八号

株式会社藤久

代表取締役 後藤薫徳

愛知県名古屋市長区高社一丁目二百十番地

株式会社大創産業

代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四

4 変更の年月日

(一) 設置者「株式会社イズミ」住所変更 平成二十五年十一月二十五日

(二) 小売業者「有限会社花れん」退店 平成二十三年十二月三十一日

(三) 小売業者「筑那製茶株式会社」退店 平成二十二年十一月三十日

(四) 小売業者「株式会社さが美」退店 平成二十一年八月十八日

(五) 小売業者「株式会社ハヴァナイストリップ」退店 平成二十年八月三十一日

(六) 小売業者「田村 司」退店 平成二十三年十月三十一日

(七) 小売業者「株式会社エー・カンパニー」退店 平成二十三年六月三十日

(八) 小売業者「ソックコウベ株式会社」退店 平成二十一年三月三十一日

(九) 小売業者「株式会社B・B・S」退店 平成二十年八月三十一日

(十) 小売業者「株式会社鈴丹」株式会社パレモに地位継承 平成二十四年二月二十一日

(十一) 小売業者「株式会社モリエ」退店 平成二十二年八月二十五日

(十二) 小売業者「株式会社エルセル」イズミと合併

(十三) 小売業者「株式会社エム・エス・コミュニケーションズ」退店 平成二十一年三月二十九日

(十四) 小売業者「株式会社コベック」退店 平成二十一年三月二十九日

(十五) 小売業者「株式会社リラコーポレーション」退店 平成二十一年三月三十一日

(十六) 小売業者「株式会社ペリカン」退店 平成二十一年十月三十一日

(十七) 小売業者「株式会社イズミ」住所変更 平成二十四年十一月十五日

(十八) 小売業者「株式会社カワシマゴールド」社名変更 平成二十五年五月一日

(十九) 小売業者「株式会社スイートガーデン」代表者変更 平成二十四年六月十九日

住所変更 平成二十五年三月一日

(二十) 小売業者「株式会社ヨネザワ」代表者変更 平成二十四年四月一日

(二十一) 小売業者「有限会社フレンドシップパートナーズ」住所変更 平成二十二年七月二十二日

代表者変更 平成二十四年四月三十日

(二十二) 小売業者「株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー」代表者錯誤

(二十三) 小売業者「株式会社東京デリカ」代表者変更 平成二十四年六月二十七日

(二十四) 小売業者「株式会社リオグループホールディングス」社名変更 平成二十四年五月一日

代表者変更 平成二十四年五月一日

(二十五) 小売業者「株式会社カガシヤ」住所変更 平成二十三年九月一日

(二十六) 小売業者「株式会社コックス」住所変更 平成二十三年七月二十五日

代表者変更 平成二十四年五月十八日

(二十七) 小売業者「株式会社パレモ」代表者変更 平成二十二年五月十三日

(二十八) 小売業者「株式会社立花屋」住所変更 平成二十二年六月二十七日

(二十九) 小売業者「株式会社F・O・インターナショナル」住所変更 平成二十一年九月十一日

(三十) 小売業者「株式会社明林堂書店」代表者変更 平成二十一年七月三十一日

(三十一) 小売業者「株式会社白石」住所変更 平成二十二年六月一日

(三十二) 小売業者「株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション」代表者変更 平成二十二年八月二十七日

(三十三) 小売業者「株式会社ライトオン」入店 平成二十三年四月十八日

(三十四) 小売業者「株式会社ヤマノホールディングス」入店 平成二十一年九月一日

(三十五) 小売業者「株式会社ビーエフユー」入店 平成二十二年四月十五日

(三十六) 小売業者「株式会社ジュネス」入店 平成二十三年三月十七日

(三十七) 小売業者「株式会社ヒロコーポレーション」入店 平成二十一年七月三十日

(三十八) 小売業者「デンプロダクツ株式会社」入店 平成二十三年十一月一日

(三十九) 小売業者「株式会社ビュー」入店 平成二十一年十一月一日

(四十) 小売業者「株式会社KAREN」入店 平成二十四年一月一日

(四十一) 小売業者「有限会社ソリッド」入店 平成二十年三月二十日

(㉔) 小売業者「株式会社チカカ」入店 平成二十三年十月二十七日

(㉕) 小売業者「株式会社ビスク」入店 平成二十一年七月十八日

(㉖) 小売業者「株式会社アイメディア」入店 平成二十一年七月十八日

(㉗) 小売業者「株式会社システムジュエーション」入店 平成二十二年六月二十五日

(㉘) 小売業者「有限会社アイシン」入店 平成二十一年一月十一日

(㉙) 小売業者「株式会社カントリーウイーク」入店 平成二十三年七月一日

(㉚) 小売業者「株式会社大分フジカラー」入店 平成二十一年八月一日

(㉛) 小売業者「株式会社ゆふふ」入店 平成二十三年十月三日

(㉜) 小売業者「有限会社ライフ」入店 平成二十年十一月二十七日

(㉝) 小売業者「株式会社ティーガイヤ」入店 平成二十四年八月一日

(㉞) 小売業者「株式会社藤久」入店 平成二十五年十一月二十日

(㉟) 小売業者「株式会社大創産業」入店 平成二十五年十一月二十日

二 届出年月日
平成二十六年二月十三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十六年三月二十五日から同年七月二十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十六年七月二十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県東部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第七十九号

大分県の区域内における農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第十六条第一項ただし書の規定に基づく業務の規模の基準を定める告示（昭和四十七年大分県告示第七十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
農作物共済の表の麦の項中「十五アール」を「二十五アール」に改める。
附則
この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

大分県告示第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営農村振興総合整備事業白杵地区木ヶ畑・越崎工区の換地処分をした。
平成二十六年三月二十五日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営農村振興総合整備事業白杵地区山路・高須工区の換地処分をした。
平成二十六年三月二十五日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第八十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第一百八条第三項の規定により、平成二十六年三月二十五日に次のとおり小割式一年魚はまち養殖業、小割式二年魚はまち養殖業、小割式三年魚はまち養殖業、小割式一年魚かんばち養殖業、小割式二年魚かんばち養殖業、小割式三年魚かんばち養殖業、小割式一年魚しまあじ養殖業、小割式二年魚しまあじ養殖業、小割式三年魚しまあじ養殖業、小割式一年魚すずき養殖業、小割式二年魚すずき養殖業、小割式三年魚すずき養殖業、小割式二年魚ひらまさ養殖業、小割式三年魚ひらまさ養殖業、小割式二年魚ふぐ養殖業、小割式三年魚ふぐ養殖業、小割式まあじ養殖業、小割式二年魚まあじ養殖業、小割式三年魚まあじ養殖業、小割式すぎ養殖業、小割式まさば養殖業、小割式かわはぎ養殖業、小割式二年魚めばる養殖業、小割式三年魚めばる養殖業、小割式四年魚めばる養殖業、小割式二年魚くろまぐろ養殖業、小割式三年魚くろまぐろ養殖業及び小割式四年魚くろまぐろ養殖業の一定の水域を定めた。
平成二十六年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

上浦第六加入区	区第三三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、ロ、e、g及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域			五メートルの点 h 点c、dの中点
上浦第七加入区	区第三三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点イ、ロ、b、a及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	佐伯第一一加入区	区第三三三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点ロ、ハ、b、a及びロの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
上浦第八加入区	区第三三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、b、ハ、ニ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	佐伯第二二加入区	区第三三三一号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第一〇三二二号、点イ、a、bの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	a 点イ、ロを結んだ線上で点イから二三五メートルの点 b 点aから点イ、ロを結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点
佐伯第一加入区	区第三三三一〇号の漁業権の漁場の区域	佐伯第一三加入区	区第三三三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、a、ロ、基点第一〇三三〇号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
佐伯第二加入区	区第三三三〇号の漁業権の漁場の区域	鶴見第一加入区	区第三三三〇号の漁業権の漁場の区域	
佐伯第三加入区	区第三三三一〇号の漁業権の漁場の区域	鶴見第二加入区	区第三三三一〇号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第二八九号、点イ、a、bの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	a 点イ、ロを結んだ線上で点ロから一四〇メートルの点 b 点aから点ロ、基点第二九〇号を結んだ線に平行に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点
佐伯第四加入区	区第三三三二〇号の漁業権の漁場の区域	鶴見第三加入区	区第三三三二〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、a、ロ、基点第二九〇号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
佐伯第五加入区	区第三三三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点ホ、f、e、基点第一〇二二〇号及び点ホの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	鶴見第四加入区	区第三三三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第一二二九号、点イ、a、cの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	a 点イ、ロを結んだ線と基点第一二二九号から二二七度の線との交点 b 点イ、ロを結んだ線と基点第一二二九号から二〇三度の線との交点
佐伯第六加入区	区第三三三二〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点f、g、h、d、イ、e及びfの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	鶴見第五加入区	区第三三三二〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点c、a、b、dの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	c 点aから点ロ、基点第一二三〇号を結んだ線に平行に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点 d 点bから点ロ、基点第一二三〇号を結んだ線に平行に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点
佐伯第七加入区	区第三三三二二号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、ニ、c、h及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	鶴見第六加入区	区第三三三二二号の漁業権の漁場の区域のうち、点d、b、ロ、基点第一二三〇号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
佐伯第九加入区	区第三三三二二号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、ニ、c、h及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域			
佐伯第一〇加入区	区第三三三二二号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、b、c、d及びaの各			

鶴見第七加入区	区第三八三三〇号の漁業権の漁場の区域		米水津第一加入区	区第四三三〇号の漁業権の漁場の区域	a 基点第二八五号と点ロを結んだ線上の点ロから一三〇メートルの点
鶴見第八加入区	区第三八三四号の漁業権の漁場の区域		米水津第二加入区	区第四三三一〇号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第一二一六号、点へ、ホ、ニ、c、d及びbの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から五〇メートルの線によって囲まれた区域	b 基点第一二一六号と点aを結んだ線と最大高潮時海岸線から五〇メートルの線との交点
鶴見第九加入区	区第三九三〇号の漁業権の漁場の区域		米水津第三加入区	区第四三三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第一二一六号、点へ、ホ、ニ、c、d及びbの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から五〇メートルの線によって囲まれた区域	a 基点第二八五号と点ロを結んだ線上の点ロから一三〇メートルの点
鶴見第一〇加入区	区第三九三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点c、ロ、a、g及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから二四三メートルの点	米水津第四加入区	区第四三三四号の漁業権の漁場の区域のうち、点c、ハ、a、d及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	b 基点第一二一六号と点aを結んだ線と最大高潮時海岸線から五〇メートルの線との交点
鶴見第一一加入区	区第四一三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点c、ロ、a、g及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	b 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから四八六メートルの点	米水津第五加入区	区第四三三四号の漁業権の漁場の区域のうち、点d、a、ロ、e及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	c 点ハ、ニを結んだ線上の点ハから二二〇メートルの点
鶴見第一二加入区	区第四一三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、a、b、h及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	c 点イ、ロを結んだ線上で点ロから一五〇メートルの点	米水津第六加入区	区第四三三四号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、d、e、イ及び基点第二八〇号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から五〇メートルの線によって囲まれた区域	d 点cから点ハ、ニを結んだ線上の点ハから二二〇メートルの点
鶴見第一三加入区	区第四一三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点h、b、ハ、e及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	d 点イ、ロを結んだ線上で点ロから三〇〇メートルの点	米水津第七加入区	区第四三三五号の漁業権の漁場の区域	e 点c、dを結んだ見通し線と点イ、ロを結んだ線との交点
鶴見第一四加入区	区第四一三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点d、c、g、i及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	e 点ハ、ニを結んだ線上で点ハから一四五メートルの点	米水津第八加入区	区第四三三六号の漁業権の漁場の区域	点
鶴見第一五加入区	区第四一三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点i、g、h、j及びiの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	f 点ハ、ニを結んだ線上で点ハから二九〇メートルの点	米水津第九加入区	区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第二七二号、点a、g及びeの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	a 基点第二七二号から基点第二七五号見通し線上二二〇メートルの点
鶴見第一六加入区	区第四一三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点j、h、e、f及びjの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	g 点aから点ロ、ハを結んだ線に垂直に伸ばした線と点c、eを結んだ線との交点	米水津第一〇加入区	区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点e、g、h及びfの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	b 基点第一一九四号から基点第一一九五号見通し線上一八〇メートルの点
鶴見第一七加入区	区第四一三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点イ、d、f、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	h 点bから点ロ、ハを結んだ線に垂直に伸ばした線と点d、fを結んだ線との交点	米水津第一一加入区	区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点f、h、b及び基点第一一九四号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	c 点イ、ロを結んだ線上の点イから一三〇メートルの点

米水津第一二加入区	区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点h、b、ロ、d及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	f 点dから点イ、ロを結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点 g 点a、bを結んだ線と点c、eを結んだ線との交点 h 点a、bを結んだ線と点d、fを結んだ線との交点	上入津第三加入区	区第四四三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点c、d、b、a及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	d 点イから四〇〇メートルの点 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから四〇〇メートルの点
米水津第一三加入区	区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、h、d、c及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		上入津第四加入区	区第四四三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、b、ロ、イ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
米水津第一四加入区	区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、g、c、イ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		上入津第五加入区	区第四四三三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点ロ、d、g、a及びロの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 基点第二三七号から基点第一八二号見通し線上九〇〇メートルの点 b 基点第一一四二号から佐伯市蒲江大字畑野浦字沖黒島水取りばえ東端見通し線上九〇〇メートルの点
米水津第一五加入区	区第四三三八号の漁業権の漁場の区域		下入津第一加入区	区第四四三三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点d、f、h、g及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	c 点イ、ニを結んだ線上で点イから二一〇メートルの点 d 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから二一〇メートルの点
米水津第一六加入区	区第四三三九号の漁業権の漁場の区域		下入津第二加入区	区第四四三三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点f、h、b、h及びfの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	e 点イ、ニを結んだ線上で点イから四二〇メートルの点 f 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから四二〇メートルの点
米水津第一七加入区	区第四三四一号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第二八七号、点イ、a及びcの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	a 点イ、ロを結んだ線と基点第二七五号から四一度三〇分の線との交点 b 点イ、ロを結んだ線と基点第二七五号から四七度の線との交点	下入津第三加入区	区第四四三三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点h、b、ニ、e及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	g 点a、bを結んだ線と点c、dを結んだ線との交点 h 点a、bを結んだ線と点e、fを結んだ線との交点
米水津第一八加入区	区第四三四一号の漁業権の漁場の区域のうち、点c、a、b及びdの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	c 基点第二七五号から四一度三〇分の線と最大高潮時海岸線との交点 d 基点第二七五号から四七度の線と最大高潮時海岸線との交点	下入津第四加入区	区第四四三三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、h、e、c及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
米水津第一九加入区	区第四四三〇号の漁業権の漁場の区域		下入津第五加入区	区第四四三三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、h、e、c及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
上入津第一加入区	区第四四三〇号の漁業権の漁場の区域		下入津第六加入区	区第四四三三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、g、c、イ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
上入津第二加入区	区第四四三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点ニ、ハ、d、c及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点イ、ニを結んだ線上で点イから二〇〇メートルの点 b 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから二〇〇メートルの点 c 点イ、ニを結んだ線上で点	下入津第七加入区	区第四四三三三号の漁業権の漁場の区域	

蒲江第一加入区	区四五三〇号の漁業権の漁場の区域	a 基点第一二二二号から四四度見通し線と点イ、ロを結んだ線との交点	蒲江第一加入区	区四五三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点d、c、ロ、a及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	e 点aから点イ、ロを結んだ線に垂直に伸ばした線と点二、ハを結んだ線との交点
蒲江第二加入区	区四五三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、ロ、d、g及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	b 基点第一二二二号、点イを結んだ線上で点イから一八〇メートルの点	蒲江第二加入区	区四五三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、d、a、イ及びbの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
蒲江第三加入区	区四五三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、d、e、f及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	c 基点第一二二二号、点イを結んだ線上で点イから四〇〇メートルの点	蒲江第三加入区	区四五三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、d、a、イ及びbの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
蒲江第四加入区	区四五三一号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第八四五号、点e、f、hの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	d 基点第八四五号、点ロを結んだ線上で点ロから二七〇メートルの点	蒲江第四加入区	区四五三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第八四五号、点d、hの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	a 点イ、基点第八四二号を結んだ線上で点イから三〇〇メートルの点
蒲江第五加入区	区四五三一号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第一二二二号、点c、f、hの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	e 基点第八四五号、点ロを結んだ線上で点ロから五二〇メートルの点	蒲江第五加入区	区四五三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点h、d、c、gの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	b 点イ、基点第八四二号を結んだ線上で点イから六〇〇メートルの点
蒲江第六加入区	区四五三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、g、f、c及びbの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	f 点c、eを結んだ線上で点eから二五〇メートルの点	蒲江第六加入区	区四五三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、c、b、fの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	c 点イ、基点第八四二号を結んだ線上で点イから九〇〇メートルの点
蒲江第七加入区	区四五三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点イ、a、g、b及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	g 点a、fを結んだ線と点b、dを結んだ線との交点	蒲江第七加入区	区四五三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点f、b、a、eの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	d 点イ、基点第八四二号を結んだ線上で点イから一、二〇〇メートルの点
蒲江第八加入区	区四五三二〇号の漁業権の漁場の区域	h 点a、fを結んだ見通し線と最大高潮時海岸線との交点	蒲江第八加入区	区四五三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点f、b、a、eの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	e 点aから点イ、基点第八四二号を結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点
蒲江第九加入区	区四五三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点二、e、d、b及び二の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 基点第一〇七二号から一八〇度一、一五〇メートルの点	蒲江第九加入区	区四五三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点e、a、イ、基点第一〇七七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	f 点bから点イ、基点第八四二号を結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点
蒲江第一〇加入区	区四五三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点e、ハ、c、d及びeの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	b 点イ、二を結んだ線上で点イから三〇〇メートルの点	蒲江第一〇加入区	区四五三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点e、a、イ、基点第一〇七七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	g 点cから点イ、基点第八四二号を結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点
		c 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから三〇〇メートルの点			h 点dから点イ、基点第八四二号を結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点
		d 点aから点イ、ロを結んだ線に垂直に伸ばした線と点b、cを結んだ線との交点			

名護屋第七加入区	区第四六三二二号の漁業権の漁場の区域	まぐろ養殖業	
名護屋第八加入区	区第四六三三三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点c、イ、e、g及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	加入区の名称 津久見第一加入区	区第二八三四号の漁業権の漁場の区域
名護屋第九加入区	区第四六三三三三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、e、f、h及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	加入区の名称 津久見第二加入区	区第二八四一号の漁業権の漁場の区域
名護屋第一〇加入区	区第四六三三三三三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点h、f、二、d及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	加入区の名称 上浦第一加入区	区第三三三三一号の漁業権の漁場の区域
名護屋第一一加入区	区第四六三三三三三三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、h、d、ハ及びbの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	加入区の名称 上浦第四加入区	区第三三三三八号の漁業権の漁場の区域
名護屋第一二加入区	区第四六三三三三三三三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、g、h、b及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	加入区の名称 上浦第五加入区	区第三三三三九号の漁業権の漁場の区域
名護屋第一三加入区	区第四六三三三三三三三三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点口、c、g、a及び口の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	加入区の名称 鶴見第一加入区	区第四一三三一号の漁業権の漁場の区域
名護屋第一四加入区	区第四六三三三三三三三三三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点イ、口、b、a及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	加入区の名称 鶴見第二加入区	区第四一三三二二号の漁業権の漁場の区域
名護屋第一五加入区	区第四六三三三三三三三三三三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、b、ハ、二及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	加入区の名称 加入区	点の位置
二 小割式二年魚くろまぐろ養殖業、小割式三年魚くろまぐろ養殖業及び小割式四年魚くろ	区第四六三三三三三三三三三三三三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点イ、ニを結んだ線上で点ニから五〇〇メートルの点b、点口、ハを結んだ線上で点ハから五〇〇メートルの点	まぐろ養殖業	加入区の名称

（かたかなにより表示された点の位置は、平成二十五年五月十日付け大分県報号外（四九）に登載の大分県告示第三百三十二号（区画漁業の免許の内容たるべき事項等）の別表中の該当する漁場計画番号の項の点の欄に記載しているものによる。）

大分県告示第百八十三号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により、平成二十六年三月六日、次のように大分県土地利用基本計画の一部を変更した。

なお、変更した大分県土地利用基本計画図は、大分県土木建築部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県土地利用基本計画図の変更

- 一 次市の市における都市地域の拡大
- 宇佐市

- 二 次市の市における農業地域の拡大
- 竹田市

○ 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、呉崎北部土地改良区（豊後高田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十六年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住 所
理事	板清智幸	豊後高田市呉崎九九八番地二
"	日浦信男	呉崎二四四二番地二
"	岡本昭彦	呉崎二五七五番地二
"	和泉 純	呉崎二一八〇の一番地
"	近藤芳数	草地七七六七番地一
"	岩本敏夫	呉崎三七二六番地
"	井上雅弘	呉崎二九九六番地二
"	田中明巳	呉崎一〇五一番地
監事	安部広文	呉崎九七八番地二
"	廣畑泰一	呉崎二七七五番地
"	河野敏則	梅木七五九番地

（就任役員）

役名	氏名	住 所	正	誤
理事	板清智幸	豊後高田市呉崎九九八番地二	産廃一五十二	津久見市津久見字焼尾一四五三番一
"	柳本俊計	草地七四〇三番地五	産廃一五十三	津久見市津久見上青江字マカリタ
"	岡本昭彦	呉崎二五七五番地二	産廃一五十四	佐伯市大字弥生尺間字後谷二一五四番二
監事	安部広文	呉崎九七八番地二	産廃一五十二	津久見市津久見字焼尾一四五三番一
"	日浦信男	呉崎二四四二番地二	産廃一五十三	津久見市津久見上青江字マカリタ
"	岡本昭彦	呉崎二五七五番地二	産廃一五十四	佐伯市大字弥生尺間字後谷二一五四番二
"	和泉 純	呉崎二一八〇の一番地	正	左の正のとおり
"	近藤芳数	草地七七六七番地一	誤	左の誤のとおり
"	岩本敏夫	呉崎三七二六番地	正	左の正のとおり
"	井上雅弘	呉崎二九九六番地二	誤	左の誤のとおり
"	田中明巳	呉崎一〇五一番地	正	左の正のとおり
監事	安部広文	呉崎九七八番地二	誤	左の誤のとおり
"	平岡哲也	呉崎二四二〇番地一	正	左の正のとおり
"	岩本敏夫	呉崎三七二六番地	誤	左の誤のとおり
"	近藤芳数	草地七七六七番地一	正	左の正のとおり
"	井上健一	草地七四〇七番地二	誤	左の誤のとおり
"	倉成哲郎	呉崎二一六四番地	正	左の正のとおり
"	近藤正明	呉崎三七四三番地	誤	左の誤のとおり
"	呉崎正明	呉崎三七四三番地	正	左の正のとおり
"	呉崎正明	呉崎三七四三番地	誤	左の誤のとおり
"	呉崎正明	呉崎三七四三番地	正	左の正のとおり

平成二十四年四月十日付け大分県報第二三六二号に登載の大分県告示第二百七十二号（廃止処分場の指定区域の指定）中の訂正

○正 誤